

構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

特定行政庁名又は指定確認検査機関名：

建築主事名又は指定確認検査機関代表者名：

財団法人 茨城県建築センター
代表理事 春田 茂桂 印

下記の建築物については、建築基準法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 8 項、同法第 6 条の 2 第 5 項又は同法第 18 条第 7 項に規定する期間内に構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付できないので、同法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 9 項、同法第 6 条の 2 第 6 項又は同法第 18 条第 8 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 構造計算適合性判定が期間内にできない建築物

- (1) 確認申請受付番号：
- (2) 建築物の名称：
- (3) 構造計算適合性判定受付番号：
- (4) 構造計算適合性判定受付日：

2. 延長する期間

3. 延長する理由

(連絡先)

担当：構造部 、 、

TEL：029-305-7227

FAX：029-241-1214

メールアドレス：kouzou-honbu@ibakenju.or.jp